# 全体財務書類における注記

1．重要な会計方針

（1） 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

備忘価格1円で記載

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路等の敷地については、備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・再調達原価

（2） 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券

市場価格のない有価証券・・・・・・・・・・取得原価

（3） 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・定額法

（ソフトウエアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

（4） 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権について過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（5） 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含みます。

（6） その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 会計間の相殺消去

会計間の繰入及び繰出を相殺消去した金額で表示しています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込み方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

（1） 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

② 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

③ 全体会計の範囲は、一般会計及び以下の会計となります。

| 会計名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|---|---|---|---|
| 公営住宅事業特別会計 | 地方公営事業会計以外の会計 | 全部連結 | ー |
| 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ー |
| 介護保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ー |
| 後期高齢者医療特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ー |
| 下水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | ー |
| 病院事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | ー |

以上